

平 22 福情答申第 2 号

平成 22 年 5 月 27 日

福岡市長

吉 田 宏 様

(道路下水道局管理部道路維持課)

福岡市情報公開審査会

会長 川 副 正 敏

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき、平成 21 年 8 月 14 日付け道自第 234 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「路外駐車場設置届及び付帯資料と管理規程」の非公開の件

答 申

第 1 審査会の結論

「路外駐車場設置届及び付帯資料と管理規程」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が保有していないことを理由として行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第 2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成 21 年 7 月 14 日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書公開決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

(1) 平成 21 年 7 月 7 日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。

(2) 平成 21 年 7 月 14 日、実施機関は、本件対象文書については保有していないことを理由に、条例第 11 条第 2 項の規定により非公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 平成 21 年 7 月 16 日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、平成 21 年 10 月 6 日提出の反論意見書及び平成 22 年 1 月 21 日の当審査会第 2 部会における口頭意見陳述等において、おおむね次のように主張している。

(1) 本件請求の趣旨は、本件対象文書を適正に公開することを求めるとともに、株式会社〇〇〇（以下「〇〇〇社」という。）が、駐車場法（昭和 32 年法律第 106

号。以下「法」という。) 第 11 条及び第 12 条において義務づけられる届出をしておらず、駐車場の監督官庁である福岡市に、その無届営業の是正措置を求めるためのものである。

(2) 我が国は法治国家であり、法で規定する駐車場設置届の監督官庁は福岡市である。法第 12 条では、駐車場設置届出後に営業を開始すると規定している。したがって、福岡市は無届営業の違法事犯があった以上、早急に事実確認を行うことが、監督官庁としての法的責務であることは明白である。しかしながら、福岡市は無届営業を黙認し、しかも、駐車場設置届を今まで受理していないことは、上記の監督官庁としての法的責務を全うしていない。

(3) 法治社会では如何なる法であれ、法の実現こそ、国家社会の最優先事項である。福岡市の監督官庁としての法秩序の維持、法令遵守の法的責務は重大である。

(4) 福岡市は、早急に事実の確認と無届営業という違法事犯の停止措置を取るべき責務があったのは明白である。つまり、都市計画区域内において、法第 11 条の路外駐車場で、その利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)に対して、駐車場設置届を直ちに提出させ、情報公開すべきであったのである。また、同時に、無届営業の停止措置及び違法事犯に対する刑事告発をすべき責務があったにもかかわらず、何の措置もとらず、無作為行政を行ったものである。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成 21 年 9 月 16 日付け弁明意見書及び平成 21 年 10 月 29 日の当審査会第 2 部会における口頭意見陳述等において、おおむね次のように主張している。

(1) 本件対象文書について

法第 12 条は、路外駐車場管理者に対し、都道府県知事等(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市…にあつては、…その長をいう。以下同じ。)への事前の届出義務を課し、届出事項を変更しようとするときも、同様に届けなければならない旨規定している。

また、法第 13 条は、路外駐車場管理者に対し、その業務の運営の基本となるべき管理規程の作成及び都道府県知事等への管理規程の届出を義務付けるとともに、管理規程においては、路外駐車場の供用時間、駐車場料金その他契約に関する事項を定めなければならない旨規定している。

よって、本件対象文書は、法第 12 条及び第 13 条に基づく届出書及び管理規程である。

(2) 本件決定について

異議申立人より公開請求があった時点において、実施機関に対しては、請求対象である 10 か所の駐車場のうち、2 か所について届出がなされており、保有している分については、公文書一部公開決定を行い、8 か所については、届出がなされていないため、対象文書不存在による本件決定を行ったものであり、その対象駐車場は、次のとおりである。

No	駐 車 場 名	所 在 地
①	A 駐車場	福岡市博多区〇〇〇
②	B 駐車場	福岡市東区〇〇〇
③	C 駐車場	福岡市博多区〇〇〇
④	D 駐車場	福岡市西区〇〇〇
⑤	E 駐車場	福岡市中央区〇〇〇
⑥	F 駐車場	福岡市博多区〇〇〇
⑦	G 駐車場	福岡市中央区〇〇〇
⑧	H 駐車場	福岡市城南区〇〇〇

(3) 異議申立て提起後の経過について

本件異議申立て提起後、実施機関より所管庁並びに他都市等に確認を行ったところ、当初届出がなされていない8 か所のうち、A 駐車場外 3 か所（上記(2)の①ないし④）の届出については、法上の届出義務があると判明し、〇〇〇社にその旨を伝え、同社から提出を受けている。

なお、このA 駐車場外 3 か所についての届出書及び管理規程について、実施機関は、個人情報等に該当する部分を黒塗りとして異議申立人に任意提供済みである。

(4) 届出がなされていない4 か所について

法で届出を義務づけている駐車場は、都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分が 500 m²以上の路外駐車場を設置し、その利用について、駐車料金を徴収しようとする場合をいうところ、届出がなされていないE 駐車場外 3 か所（上記(2)の⑤ないし⑧）については、店舗専用、月極固定等により、一般公共の駐車のために供する部分の面積が 500 m²未満となるので、法上届出義務が課されるものではない。

第 4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 本件公開請求は、「路外駐車場設置届及び付帯資料と管理規程」の公開を求めて行われたものであり、実施機関は、請求対象である10か所の駐車場のうち、2か所については一部公開決定を行い、残る8か所については、文書不存在を理由として本件決定を行った。

本件異議申立ては、文書不存在により非公開とされた8か所の駐車場について、提起されたものである。

(2) 本件処分時において文書不存在を理由に非公開決定をしていたが、実施機関によると、本件異議申立て提起後に、本件処分時、届出がなされていなかった8か所のうち、A駐車場外3か所に係る届出書及び管理規程等については、本件異議申立てを契機として届出がなされ、異議申立人に任意で提供しているとのことであった。

(3) なお、残る4か所、すなわちE駐車場外3か所については、実施機関は、届出対象の駐車場ではないため保有していない旨主張している。もっとも、当審査会における口頭意見聴取において、異議申立人は、E駐車場外3か所についても公開すべきである旨主張している。

2 路外駐車場の届出について

(1) 法は、第2条第2号で路外駐車場について「道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの」と定義し、第11条において、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定によるほか、駐車場法施行令で定める技術的基準によらなければならないとされている。

そのうえで、路外駐車場管理者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事等に届け出なければならないが、届出事項を変更しようとするときも同様とされる（法第12条）。

さらに、路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後10日以内に都道府県知事等に届け出なければならない（法第13条）。

(2) 実施機関によると、法の解釈において、届出が必要な路外駐車場とは、都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分が500㎡以上の路外駐車場であり、その利用において駐車料金を徴収するものである。また、国土交通省監修による駐車場法の解説書によると、法第2条第2号で規定される「一般公共の用に供されるもの」とは、不特定多数の者の直接の利用に供することをいい、例えば、月極の駐車スペースを固定して駐車場を整備する場合や駐車場の入口で管理人等が一般の利用を排除している場合は、「一般公共の用に供されるもの」とはいえず、駐車場の面積が500㎡以上で、駐車場料金を徴収している路外駐車場であっても届出が必要な駐車場には該当しないとしている。

この法解釈については、格別疑義を差しはさむべき点は見当たらない。

3 本件対象文書の不存在について

- (1) 本件処分時においては、実施機関は本件対象文書について保有していなかった旨主張している。
- (2) 本件対象文書は、法第12条及び第13条において、路外駐車場管理者が、都道府県知事等、すなわち、本件の実施機関に届出なければならないと定められていることから、路外駐車場管理者からの届出により、実施機関が取得し保有する性格の文書である。
- (3) なお、当審査会で確認したところ、本件対象文書のうち、A駐車場外3か所の駐車場に係わるものについては、前記1の(2)のとおり、本件処分時以降において、本件異議申立後、実施機関が、それまでの法の解釈運用を改めて、届出の義務があるとして、〇〇〇社に対しその旨を伝え、届出がなされたことが認められる。
- (4) したがって、本件処分時において、実施機関は本件対象文書を取得していなかったものと認められる。

4 処分時に取得していない文書の取扱いについて

- (1) 実施機関は、本件処分時には本件対象文書は不存在として条例第11条第2項の規定により非公開決定を行ったと説明している。
- (2) 条例第2条第2号において、公文書とは、実施機関の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして保有しているものとされており、条例第11条第2項では、実施機関は公文書を保有していない場合には、非公開決定をしなければならないとされている。
- (3) したがって、本件処分時に、実施機関が対象文書を保有していないことを理由と

して行った非公開決定は、同決定時における判断としては妥当である。

(4) もっとも、本件事案のように、公開等決定の時点においては存在していない場合であっても、その決定後に公開請求に関連して取得し、異議申立人に提供する場合にあっては、保有する公開請求に係る公文書を公開又は一部公開したものとみることができ。そこで、当審査会としては、このような場合、事実上の提供に止めることなく、その提供した範囲で妥当な処分に変更するなど、手続の明確化を図ることを検討されるよう要望する。

5 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、本件対象文書の存否に関するもののほか、法令に基づく路外駐車場の届出のあり方及び実施機関の対応等に関して指摘をしているが、これらの主張は、本件決定の妥当性についての当審査会の判断を左右するものではない。

(2) なお、当審査会としては、法の解釈適用の是非を論ずるものではないが、情報公開制度の基盤となる公文書の適正な取得・作成・管理という観点から、実施機関においては、路外駐車場の届出を促す法的義務があったとはいえないとしても、今後、法に基づく届出等が適切になされるように制度の周知に努めることを要望する。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 8 月 14 日	実施機関からの諮問
平成21年 9 月 16 日	実施機関が弁明意見書を提出
平成21年10月 6 日	異議申立人が反論意見書を提出
平成21年10月29日(第2部会)	実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成22年 1 月 21 日(第2部会)	異議申立人からの口頭意見聴取及び審議

平成22年 2 月18日 (第 2 部会)	審議
平成22年 3 月18日 (第 2 部会)	審議
平成22年 5 月20日 (第 2 部会)	審議

第 6 答申に関与した委員

川副正敏, 今泉博国, 勢一智子, 安河内恵子